

質問第二一号

東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニュアルの公表に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月十四日

福島みずほ

参議院議長 平田健二殿

東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニユアルの公表に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所の事故対応については、SPEEDIの運用などで、政府自らが作成したマニユアルに反する不適切な運用があつたことが明らかになっている。このような不手際が生じるのは、事故対応がどのようなマニユアルに沿って行われているかが、国民に公表されていないためである。もし、マニユアルが国民に公表されていたならば、それに反する運用がなされることはなかったはずである。

そこで、以下のとおり、質問する。

一 原子力発電所の事故に対応するために政府が作成したすべてのマニユアルの名称、作成時期及び作成府省を明らかにされたい。また、ホームページなどを通じて、すべてのマニユアルを国民に公表すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。とりわけ、「原子力災害対策マニユアル」、「原子力事故・災害時対応マニユアル」及び「文部科学省防災業務計画・第四編・原子力災害対策」については、速やかに国民に公表すべきと考えるが、併せて政府の見解を示されたい。

二 すべてのマニユアルのうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に使用されたものを示されたい。併せて、そのうち現在も使用しているものも示されたい。さらに、使用されていないものがある場

合、使用しない理由は何か、政府の見解を示されたい。

右質問する。